宇部市公共交通協議会設置要綱

(目的)

- 第1条 宇部市公共交通協議会(以下「協議会」という。)は、次に掲げる事項を協議する ために設置する。
 - (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」 という。)第6条第1項の規定に基づく、地域公共交通計画の策定及び実施。
 - (2) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第2条第1項第二号及び第3条第5項の規定に基づく、地域公共交通計画に位置づけられた地域公共交通確保維持事業の実施及び補助対象事業の評価。
 - (3) 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づく、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現。
 - (4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号) 第24条の3の規定に基づく、移動等円滑化に関する措置の実施の状況についての調査 及び評価の実施。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を宇部市常盤町一丁目7番1号宇部市役所内に置く。

(事業)

- 第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。
 - (1) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
 - (2) 地域公共交通計画及び地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
 - (3) 地域公共交通計画及び地域公共交通計画に位置づけられた事業の評価に関すること。
 - (4) 地域の実情に応じた適切な旅客自動車運送事業の態様並びに旅客の運賃及び料金に関する協議に関すること。
 - (5) 法第78条第2号の自家用有償旅客運送を市が行うことの必要性及び旅客から収受する対価に関する協議に関すること。
 - (6) 市の地域交通施策の推進に関すること。
 - (7) バリアフリー化マスタープランに関すること。
 - (8) 前7号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第5条 会長及び副会長は、次条第1項の規定に基づき、委員となるべき者の中から、これ

を選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。この場合、副会長が複数いるときは、会長があらかじめ指名した順序で、その職務を代理する。

(協議会の委員)

第6条 委員は、別表に掲げる者(法人又は団体にあっては、当該法人又は団体の長が指定する者)をもって充てる。

(委員の任期)

- 第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、 前任者の残任期間とする。
- 2 委員は再任されることができる。

(運営)

- 第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときに、議長の決するところによる。
- 5 協議事項の内容により、会議の開催に代え文書による協議を行うことができる。
- 6 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しな ければならない。

(幹事会)

- 第10条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に 幹事会を置くことができる。
- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

- 第11条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。
- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(運賃協議部会)

- 第12条 第3条第4号に掲げる事項のうち、道路運送法(昭和26年法律第183号)第 9条第4項に定める運賃等に関する協議及び調整を行うため、協議会に運賃協議部会を置 く。
- 2 運賃協議部会は、部会長及び部会委員をもって組織する。
- 3 部会長は、協議会会長を充てる。
- 4 部会委員は、次に掲げる者のうちから部会長が指名する。
 - (1) 宇部市長又はその指名する者
 - (2) 協議運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
 - (3) 中国運輸局山口運輸支局首席企画専門官又はその指名する者
 - (4) 公共交通に関係する諸団体の代表若しくはその指名する者又は住民若しくは利用者
- 5 第8条の規定は、運賃協議部会について準用する。

(事務局)

- 第13条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、宇部市都市政策部交通政策課に置く。ただし、第3条第7号に関する業務に ついては、宇部市健康福祉部障害福祉課が所掌する。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第14条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(監査)

- 第15条 協議会に監査委員を2名置く。
- 2 協議会の出納監査は、監査委員によって行う。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第17条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に 定める。

附 則

- 1 この規約は、平成27年3月11日から施行する。
- 2 協議会設立時の委員の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、平成29年3月31 日までとする。

附則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年1月15日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和元年6月13日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以前に作成された地域公共交通網形成計画は、地域公共交通計画と みなす。

附則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和5年6月29日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和6年4月15日から施行する。

別表 (第6条関係)

第3条第1号、2号、3号、4号、5号、6号、8号に関する事項

学識経験者
関係バス事業者代表又はその指名する者
宇部地区タクシー協会代表又はその指名する者
コミュニティタクシー運行事業者代表又はその指名する者
鉄道事業者代表又はその指名する者
中国運輸局山口運輸支局首席企画専門官又はその指名する者
山口河川国道事務所宇部国道維持出張所長又はその指名する者
宇部土木建築事務所長又はその指名する者
宇部警察署長又はその指名する者
宇部交通労働組合代表又はその指名する者
山口県交通政策課長又はその指名する者
宇部観光コンベンション協会代表又はその指名する者
宇部市地球温暖化対策ネットワーク代表又はその指名する者
宇部市自治会連合会の代表者又はその指名する者
厚狭地区高等学校生徒指導連絡協議会代表又はその指名する者
宇部商工会議所代表又はその指名する者
宇部市社会福祉協議会代表又はその指名する者
住民又は利用者
宇部市長又はその指名する者

第3条第7号に関する事項

男3余弟/方に関9る事項
学識経験者
関係バス事業者代表又はその指名する者
宇部地区タクシー協会代表又はその指名する者
鉄道事業者代表又はその指名する者
中国運輸局山口運輸支局首席企画専門官又はその指名する者
山口河川国道事務所宇部国道維持出張所長又はその指名する者
宇部土木建築事務所長又はその指名する者
宇部警察署長又はその指名する者
宇部市自治会連合会の代表者又はその指名する者
宇部観光コンベンション協会代表又はその指名する者
医療機関代表又はその指名する者
高齢者団体代表又はその指名する者
障害者団体代表又はその指名する者

子育て関係団体代表又はその指名する者	
宇部商工会議所代表又はその指名する者	
宇部旅館ホテル生活衛生同業組合代表又はその指名する者	
宇部市社会福祉協議会代表又はその指名する者	
市の関係部局の長又はその指名する者	